

(平成 27 年 4 月 1 日)

入札において落札者がいない場合の随意契約への移行基準等について

静岡県では、建設工事、建設関連業務、土木施設維持管理業務の入札（一部除く）において、再度の入札（2 回目の入札）を行った結果、落札者がいない場合（不落）の随意契約への移行基準等を下記のとおり定めています。

記

1 随意契約への移行基準

(1) 価格競争

再度の入札を行った結果、落札者がいない場合において、最低価格と予定価格との差額が、予定価格の概ね 5 % 以下であり、又は、入札執行者が入札の状況から随意契約が可能であると認めたときは、その手続に移行できる。

(2) 総合評価落札方式（入札公告に記載した場合）

再度の入札を行った結果、落札者がいない場合において、最低価格と予定価格との差額が予定価格の 5 % 以下であるときは、その手続に移行するものとする。

2 随意契約に移行した場合に見積書を徴する者

(1) 価格競争

再度の入札で有効な入札を行った者のうち、最低価格であった者から見積書を徴する。

(2) 総合評価落札方式（入札公告に記載した場合）

再度の入札で有効な入札を行った者のうち、入札価格と予定価格との差額が予定価格の 5 % 以下で、最高評価値であった者から見積書を徴する。

この件の問合せ先

交通基盤部建設支援局建設業課

電話 054-221-3059